

「表狀箋啓書儀」試論

——形成の過程及び日本の古往來との比較*

The Essay on the Model Letter-writers and Various Official Reports:
The Process of the Formation and the Comparison
with the Model Letter of Ancient Japan

永田知之

一、はじめに

「書儀」の全體を見渡した研究は、1982年に刊行された周一良氏の論文¹をもって嚆矢とする。五年後に発表されたその續編で、「書儀」は三種の類型に分かたれた。周氏と受業生で「書儀」の研究を共にした趙和平氏によって、「朋友書儀」、「吉凶書儀」、「表狀箋啓（類）書儀」と各々命名される²。うち「朋友書儀」と「吉凶書儀」はそう題する唐・五代の寫本が敦煌から発見されており、それらを類型の名に用いている³。また宋代以前の典籍を挙げる書目も、例えば『隋書』卷三十三「經籍志二・史・儀注」に南齊・王儉（452–489）の『吉書儀』二卷を、『宋史』卷二百四「藝文志三・史類・儀注類」に後唐・劉岳（877–932）の『吉凶書儀』二卷を著録する⁴。共に佚書だが、「吉（凶）書儀」の語の起源は古いらしい。

兩者に對して小論で扱う「表狀箋啓書儀」は文献が持つ機能から趙氏が案出された呼稱で、内容も他の二者とは距離がある。即ち「朋友書儀」は讀んで字の如く主に友人や同格の者の間での儀禮を説き、時候の挨拶狀に用いる文章の範例を含む。月ごとに整理されるので、「月儀」とも稱する。「吉凶書儀」は冠婚葬祭に

*小文は日本學術振興會科學研究費補助金「中國典籍日本古寫本の書誌學的研究」（基盤研究 B、研究代表者：永田知之）による研究成果の一部である。

¹周一良（1982）、のち同（1991）、同（1998）、周一良・趙和平（1995）に再録される。

²周一良（1987）、やはり同（1991）、同（1998）、周一良・趙和平（1995）に再録する。

³趙和平（1993）は「朋友書儀」と「吉凶書儀」の寫本を校訂した録文と解題を収める。

⁴ただし『崇文總目輯釋』卷二、『通志』卷六十四「藝文略二・禮類二・儀注」は劉岳の著作として「新定書儀二卷」を挙げる。『吉凶書儀』とは別の著書か、異名同書かは未詳。

關わる應酬（口頭の挨拶を含む）の範例を多く含む。これは「朋友書儀」も同じだが、往信と返信の範例を併せて提示する例が多い。私的な書信に關わる兩者と對照的に、「表狀箋啓書儀」は、公用文の雛型と概括できる。次に『甘棠集』と題する、まとまった文例集⁵から冒頭に置かれた範例を引いておく。

右伏以聖上、德邁泣辜、恩加拯弱〈溺〉、憫疲毗之困悴、流汗澤之霑濡。
約以三周〈調〉、釋降寬徭〈徭〉之詔、念其諸郡、仍開已債〈責〉之言。
降河岳之洪慈、蠲藥草之常貢。迴嘉節之進獻、代貧戶以共輸。欲命使
臣、先停遣〈遣〉贈、迎道喜氣、發於皇風、此皆相公羽翼大猷、陶鈞
聖化、極仁深煦育、盡知堯舜之心、如道贊雍熙、必自夔龍之力。普天
之不〈下〉、孰不感恩。（P.4093『甘棠集』卷一「上中書門下狀」）

注5所掲書の校訂に従って、冒頭の一句に「上」字を補った。同じ研究に據ると、『甘棠集』を編んだ劉鄴は唐末の宰相だが、黃巢の率いる叛亂軍が長安を占據した年（880）の末に殺された。敦煌から見出された『甘棠集』四巻は、表題のみ、また殘缺のある作品を含む88篇の文例から成る。巻三までに収める66篇は、地方で節度使の屬官だった劉鄴が公用文を著した際の經驗を反映する。その一方で巻四には翰林學士として朝廷に在った時期、それも内容から考えて咸通二年（861）七月までに執筆した狀などと關わる文章が見られる。

上掲の文章は、中央の「中書門下」に宛てた形を取る。その主旨は「三調」（調粟・調帛・雜調）の如き租税、「徭」（徭役）を減らし、「藥草」や「嘉節の進獻」など貢ぎ物を免除・返却し、民を慈しむよう地方に命じた皇帝や彼を支える重臣（「夔」・「龍」は聖天子の「堯」・「舜」に仕えた名臣）への稱贊に在る。特段の善政があったかに關わらず、皇帝らを稱えて、節度使が朝廷に奉る表として過不足（及び個性）の無い文言と思われる。

「書儀」を扱う研究⁶の中でも、「表狀箋啓書儀」を主題とする論著⁷はなお少ない。他の二類型、とりわけ「吉凶書儀」は禮法に關する記述をも、少なからず包含する。筆者の關心は文例集としての側面に在るが、これも地位の上下で表現を使い分けるなど、禮式との關係を抜きにしては論じられない。史料の乏しい、唐・五代に親族の中などで行われた私的な禮を研究する上で、「吉凶書儀」や「朋友書儀」は大きな力を發揮する⁸。また當時の言語を考える際にも、「書儀」は用いられ

⁵趙和平（1997）1-75頁に録文を収める他、専門の研究に趙和平（2000）などがある。

⁶多くは中國語圏の研究に限られるが、2000年代までの論著は趙和平（1997）467-471頁、中國敦煌學論著總目（2010）424-428頁で確認できる。

⁷近年では山本孝子（2019）、同（2020）、同（2022）などがある。

⁸「書儀」によるこの方面の研究書に吳麗娛（2002）、同（2013）、同（2015）がある。

る⁹。しかし公用文の範例、つまり正格の文言を基調とする「表狀箋啓書儀」は、私信と關わる他の二類型ほどには俗語等の特徴的な語彙を含まない。公的な儀禮には『大唐開元禮』など別に史料も傳わることと併せて、こういった事情が思想・語學の研究者をそれらの分析から遠ざけたと思しい。しからば、歴史の専門家はどうか。

政治史や制度史を専攻する者ならば、「表狀箋啓書儀」に見える公用文や言及される史實に關心を抱いてもよかろう。だが管見の限りで、これらに關わる唐・五代史の論著は、なお限られるようだ¹⁰。史實がどれほど反映されるか不分明な上に、憶測に渉るが、實際の上奏文などの分析こそが歴史家には急務であって、雛型への着目は二の次ということだろう。

筆者は思想・言語・歴史いずれの知識も欠き、文例として「書儀」を少しく扱った經驗を持つに過ぎない¹¹。ただ同じ領域の文獻でも、「表狀箋啓書儀」は他の二類型に無い特徴を有すると考える。小論ではその内容を詳しく見る餘裕は無いが、「表狀箋啓書儀」と目される諸寫本の概容を通して、文例集の形成について粗雑な描寫を試みたい。

二、「虚偽或規範化」：固有名詞の削除・改變

前節で『甘棠集』から引いた「上中書門下狀」は、朝廷に奉る文章の雛型であった。これとは異なって表題に姓と官職・稱號が連なる語彙を含む文例も、同書には少なくない。その中でも、次に掲げるとおり「(西川)白相公」、「白令公」は最も多く、6例が見出される¹²。

28「賀正上西川白相公狀」、33「賀冬上四〈西〉川白相公狀」(『甘棠集』卷二)
53「賀冬上西川白相公狀」(同卷三)

75「上自〈白〉令公充學士狀」、77「上白相公狀」、81「謝賜緋上白令公及三相狀」(全て同卷四)

唐代に宰相(「相公」)を務めた百姓の人物は、白敏中(792-861)を描いて他にいない。白敏中は西川節度使を務めた經歷(852-857)を持つので、「西川白相公」は彼を指す呼稱に相違ない。『甘棠集』を著した劉鄴は、同じ時期に陝虢觀察使の屬僚だった。従って、28・33・53は上官の名義で西川の白敏中に宛てた時候の挨拶

⁹唐・五代の「書儀」や書狀を用いた、この分野の研究は張小艷(2007)に代表される。

¹⁰その中で周一良・趙和平(1995)、趙和平(2011)は史家による先驅的な著作である。

¹¹永田知之(2007)、同(2009)、同(2010)、同(2011)、同(2012)、同(2020)、同(2022)及び同(2023)を参照されたい。

¹²みなP.4093に見える。「28」などの通し番號は、趙和平(2000)に従う(以下同じ)。

状を想定した文章と考えられる。それに對して、後の3篇は内容から劉鄴が朝廷に仕えるようになり、中書令（「令公」としてやはり長安に戻っていた白敏中らに送ることを意識した書簡文と解せる。

劉鄴が用務や交際のために筆を執っても違和感を覚えない文章が、この他にも『甘棠集』には數多く見出せる。上は宰相から下は節度使の幕府での同僚まで、當時の著名人をも含む官人を指すと思しき「白相公」のような呼稱が、それらの表題にはしばしば見られる¹³。劉鄴が実際に著した表などが『甘棠集』に収録されたという前提での研究¹⁴が出てくることは、必然と言えよう。ただ、そうとばかりは斷言できない形跡も、同書の中に存在する。

尚書望重鈞衡、位崇尹政、式俟紫泥之寵、荐昇黃閣之尊。限以守職、不獲拜賀。
(P.4093 『甘棠集』 卷四 87 「與方鎮賀冬」)

節度使や觀察使（多く「尚書」等の職を帯びた）に宛てた文章の全體を挙げた。徳望によって地方（「方鎮」）から宰相に拔擢されよう、自分は中央で勤務しており挨拶に赴けない、と要約できる。京官だった劉鄴の立場を反映した文章だが、實際の書簡として、「賀冬」と題しながら冬至に關する内容を缺くこれが、全文とは考え難い。冒頭の一文が途中で終わる88「賀官」を除けば、この87「與方鎮賀冬」は『甘棠集』の寫本では最後に位置する。それだけに、書寫者が筆録に倦んで節略した可能性は否めない。ただ仔細に見れば、『甘棠集』に収める文章は、表題はさておき87「與方鎮賀冬」以外についても、本文に發信者と受信者に關わる個別の事跡を示す文言は皆無に近い。これは書狀を取り込んで成ったにせよ、編纂の過程でそこに相應の加工—内容の一般化—が施されたと示唆するのではないか。もしそうであれば、「與方鎮賀冬」は中央の官人が節度使らに送る時候の挨拶状に幅廣く用いるべく、「賀冬」の要素も省いて、受信者への贊辭のみを抜粹した文章かもしれない¹⁵。

さて『甘棠集』の内容は、題目に狀・表・啓・書を含む文章が多數を占める。寫本は卷四の後半以降を缺くが、元來の分量が數卷程度だったのだろう¹⁶。劉鄴自身

¹³本節のここまでの記述は多く趙和平（2000）に據るが、『甘棠集』に収める文章の表題に見える著名人の姓名は、その215-217頁に列擧される。なお、『甘棠集』を主題とする論文に趙和平（1999）があり、同（2011）に再録される。

¹⁴早い研究の中では呉其昱（1976）、張錫厚（1995）がその前提に立つと思われる。

¹⁵表題に「賀冬」とある文例を、『甘棠集』は卷二に9篇、卷三に9篇（表題のみの52「賀冬上四相公狀」を含む）、卷四に2篇（本文に挙げた作品を含む）収めている。全體の四分の一に近いこの分量は、冬至で時候を代表させる編者の姿勢を示すか。當該の文例で概ね季節に適う語彙を用いる中で、それを缺く上にごく短い87「與方鎮賀冬」は例外であり、どの時期の書簡にも使えるように作成された可能性がある。趙和平（2000）参照。

¹⁶『崇文總目輯釋』卷五「別集類」七に「甘棠集三卷 唐劉鄴撰」、『新唐書』卷六十「藝文志四・丁部集録・別集類」に「劉鄴甘棠集三卷」とある。なお、『崇文總目』、『新唐書』「藝文志」は共に

の意圖かはさておき、特定の受信者を想定した文體だけを収める點は間違いない。唐・五代には、「表狀箋啓」の作品集に特化した文獻が100種強は存在したという研究もある¹⁷。大部分が佚書なので、比定は概ね書目などからの類推による。だが、わずかに現存するそれら¹⁸に収められる上表や書信を見ると、撰者を含む同時代の人名が本文に頻出する。實際の作品をそのまま収めたのならば當然だが、この様子と比べれば、『甘棠集』の特異性が際立つように思われる。

もっとも固有名詞を含めず公用文の雛型という性格を強めた文獻は、唐・五代で他にも見出せる。やはり「表狀箋啓書儀」に屬すると目された敦煌文獻が、それである。零細な斷片も合わせて約20種が傳わる、この類型の「書儀」¹⁹は編者の經歷、大半は姓名すら不明ながら、本文に唐・五代の人名や紀年がほぼ見えず、『甘棠集』と異なる例が多い。

夙にこの事實は、吳麗娛氏に指摘がある。同氏は「表狀箋啓書儀」を「表狀書信文集」、「虚偽或規範化的公式文牘」に二分し、前者を發信者・受信者の立場を示す、後者を範例の形をより整えた雛型と規定された²⁰。固有名詞が見え、史實を色濃く反映することもある「表狀書信文集」に吳氏が分類された文獻から、上表の一部を挙げておく。

賀荊南……伏覩進奏院狀報、荊南已歸皇化、伏惟慶慰、夜〈無〉任抃躍之至。伏以高從誨□□、竊據父封、久虧臣節、徒恃江山之險、曾非久大之謀、魚游鼎中、自言無恙、鸞巢幕上、誰謂能安。〔以下略〕(P.4092 『新集雜別紙』)

『新集雜別紙』には公用文の範例88篇が収められる。上掲の引用では、表題のうち最初の三字だけが判讀できるが、それが含む「荊南」は十國の一つで、高氏が現湖北省を治めた。父から國主の地位を繼いだ高從誨(891-948)は、中原の後唐に服屬した。ここにはある節度使がそれを祝って後唐の朝廷に奉ったのであろう上表、またはその模作から冒頭を挙げた。藩鎮が都(後唐では洛陽)に設けた機關

陸贄、李絳、崔致遠の著作(次々注を参照されたい)の近くに『甘棠集』を著録しており、そもそも同書が公用文に特化した別集だったことを窺わせる。また『宋史』卷二百八「藝文志七・集類・別集類」には「劉鄴集四卷 又從事三卷」とある。「從事」は節度使の幕僚を指すので、その立場で起草した文章を収めるか、待考。

¹⁷ 吳麗娛(2001b)、同(2002)87-101頁。

¹⁸ 撰者と通行する書名を、時代の順に掲げる。釋不空『不空三藏表制集』、陸贄『陸宣公奏議』、李絳『李相國論事集』、崔致遠『桂苑筆耕集』。不空は天竺(異説あり)の僧、崔致遠(彼のみ劉鄴より時代が遅い)は新羅人で共に唐で活動した。陸贄・李絳は劉鄴と同じく、唐代に宰相を務めた。ただ『桂苑筆耕集』は末尾の卷二十に詩を少なからず収めており、選録の対象は公用文に限らない。

¹⁹ 趙和平(1997)は『甘棠集』を含む「表狀箋啓書儀」22種等の録文・解題を収める。

²⁰ この段落の後、吳氏の所論は、特に断らない限り吳麗娛(2002)140-151頁に據る。

の「進奏院」から情報を得たこの節度使は、不当にも父の所領を占めていた（「竊據父封」と、まず服屬に至る前の高從誨を批判する。

荆南の服屬は天成四年（929）のことで、他にも同時期の史實に觸れる文例を含むので、『新集雜別紙』はその頃に編まれたものか²¹。呉氏は『甘棠集』やこの『新集雜別紙』を「表狀書信文集」の事例としつつ、『記室備要』と題する文献を「虚偽或規範化的公式文牘」に含めておられる。こちらは三卷から成り、表題の下に「計二百八十六首 郷貢進士郁知言撰」とある。卷首の序に據れば、郁知言は省試に及第せず咸通七年（866）、山東に遊び「護軍常侍王公」（泰寧節度使の幕府に在った宦官で監軍使の王某か）の下で文書を掌ったという。その折の経験が關わるだろう『記室備要』は、いま P.3723 などの寫本に計 94 首（一つの題目の下に列せられた複数の書信を数えれば 129 首）の文章を傳える。多くは賀狀の範例で、受信者の身分や時節ごとに、それらは整然と排列される。これだけの數にも關わらず、發信者・受信者などの姓名、具體的な年月日や地名は見られない²²。

つまり、呉氏の言われる「虚偽或規範化」が徹底した文例集と思われる。その一方で前掲の本文に「高從誨」の名が見える文章の他、『新集雜別紙』等では書信の表題に地名や官職の現れる例が見出される。いま姓をも冠する場合に限って、それらを以下に擧げておく。

「右侍李〔尚書〕」

「擢〔榷〕鹽王司空」

「賀邢州太傅高」

「洺州張司空」

百姓王温、畢郎中（いずれも『新集雜別紙』²³）

「與馬司徒」

「中路與水南大王及諸廳狀」（共に P.3449『刺史書儀』²⁴）

「」内は表題、他は本文に見える。「右侍李」の後はもと官職を缺くが、本文に「尚書」とあること、及び他の文例に附された表題から、上のように改めた。『刺史書儀』（假題）は綴合する P.3449 と P.3864 の兩寫本から成り、表や狀など 78 件の文例を収めるが、刺史が發する文書を専ら想定して編まれたらしく、受信者は州の屬官から皇族や中央・地方の高官まで多岐に渉る。上掲の「馬司徒」は、檢校司徒を授けられた馬全節（891-945）を指す可能性がある（呉麗娛氏に據る）。ま

²¹趙和平（1995a）、同（1997）127-165 頁參照、前者は同（2011）に再録される。

²²趙和平（1996）、同（1997）76-126 頁參照。前者は同（2011）に再録される。

²³趙和平（1997）137、138、146 頁。

²⁴趙和平（1997）189、192 頁。同（1995b）が『刺史書儀』を主題とする。ただ呉麗娛氏は『刺史書儀』を「虚偽或規範化的公式文牘」に含め、『新集雜別紙』等と區別する。

た「水南大王」が明宗（在位 926–933）の次男で河南尹（洛陽を含む河南府の長官）を務めた李從榮（?–933）だという推測²⁵が正しいと、「馬司徒」と共に後唐の貴顯を指し、高從誨の名が見えた『新集雜別紙』と時代を同じくする。

確かに、この他にも姓こそ冠しないが地名や官職から成る呼稱を表題に含む例は、同類型の「書儀」から見出される²⁶。また縣令を發信者とする書信の雛型から成るので『縣令書儀』と假に呼ばれる S.78V では、書状の本文に稱號や封爵を含む事例もある²⁷。五代の社會に生きた人々ならば、それらを特定の個人と結び付けることは可能だったかもしれない。

従って、實際の文書を加工し、また模作でも事實の背景を稀薄にするか否かで「箋啓箋狀書儀」は二分できるという吳麗娛氏の指摘は正しい。だが吳氏の稱される「表狀書信文集」の全體を見渡せば、「虚偽或規範化的公式文牘」との差異はそう明確ではない。それと言うのは『新集雜別紙』、『刺史書儀』に『縣令書儀』（22 通の書状が残る）を加えて 178 篇にも達する書信に、一個人を指す可能性を少しでも持つ呼稱は、前掲の諸例を含めても 20 箇所強しか見えないからである。しかも、その數には刺史を指すだろう州名のみ²⁸、藩鎮や州府の職名²⁹、また排行などによる呼稱³⁰も含まれる。著者が個人を想定したにせよ、大部分の者が特定しようのないそれらを除けば、三つの書儀で 10 數箇所には數は減じてしまう。

他の「表狀書信文集」はどうか。内容から『靈武節度使書狀集』と假稱される「書儀」は最初の雛型（缺題）では本文に「押衙李某」の、「沙州令公書」（「沙州」の前の「與」を省いたものか）と題する第二のそれに「推牙孟元立等」の呼稱を含む他、文例 26 篇のうち半ば近くの表題に地名や稱號が見られる。後唐の長興年間（930–933）に當該の文獻が編まれたという説³¹が正しいければ、「沙州令公」は沙州（州治は敦煌）に使府を置く歸義軍節度使の曹議金（?–935）を指すと考えられる。ただし彼以降、曹氏が世襲した歸義軍節度使は往々にして中書令（「令公」）の官職を帯びたので³²、彼の後繼者らにもこの呼稱は用い得る。

そもそも假稱が示すとおり、『靈武節度使書狀集』は靈州（靈武郡）に駐在した朔方節度使が各地に送る文書の雛型と考えられる。「沙州」（歸義軍）などそこに収める範例の表題が含む地方・首都の官署と、朔方節度使は恆常的に往來を持つ

²⁵陳祚龍（1983）35–37 頁。「水南」は洛陽を流れる洛水の南を指す。

²⁶例えば『新集雜別紙』は「慰鎮州太傅」と題する文を収める。趙和平（1997）139 頁。

²⁷趙和平（1997）に録文を収め、その 217、220 頁に「太保」、「梁王」の語が見える。吳麗娛（2001a）168–170 頁、同（2002）131–137 頁は兩者を李克用、朱全忠と考える。

²⁸例えば『新集雜別紙』に収める文例の表題に「齊州」とある。趙和平（1997）145 頁。

²⁹例えば『新集雜別紙』に「賀洛州推官」と題する文例がある。趙和平（1997）131 頁。

³⁰例えば『縣令書儀』に収める文例に「厶官十四郎」とある。趙和平（1997）218 頁。

³¹成立の時期など、趙和平（1997）266–283 頁がこの「書儀」（P.2539V）を分析する。

³²榮新江（1996）129–132 頁。

ていた。文例は概ね挨拶・謝辭や事務連絡に限られ、表題を除けば、特定の事實に觸れる點は見出し難い。思うに、「沙州令公書」のような表題は適切な例文を探すための目印でしかなく、「書儀」の利用者は「令公」の指す對象などに關心は持たなかったろう。ここで、『甘棠集』に立ち返るとしよう。

『甘棠集』が収める文章の表題に著名人が度々見える點は、既に述べた（注13）。他に、本文にも特定の人物をいう呼稱が現れる例がある。卷一の5「賀除濮王充成德軍節度使表」と10「奉慰西華公主薨表」が、それに当たる。前者の本文では「臣ム言、臣得當道進奏〈奏〉官狀報、ム月日、敕除濮王開府儀同三司、充鎮冀等州節度使者」云々と「濮王」こと李澤（宣宗の五男）の成德軍（鎮冀）節度使への任命を言祝ぐ³³。また、後者の文中には「臣ム言、臣得當道進奏官狀報、ム月日、西華公主薨」などとあって西華公主（？ -855）の薨去を悼む³⁴。いずれも皇子、皇女（西華公主は宣宗の三女）を指す具體的な稱號を使う。

また卷三の47「答歸補闕書」では「補闕十九郎」、62「上高尚書啓」と63「又啓」では「尚書三十三丈」と文中で受信者を排行によって呼ぶ。歸仁晦（838進士）、高少逸（陝虢觀察使、檢校禮部尚書で劉鄴の上官）を各々いうと思しい³⁵。こうして實在の同時代人を指す語彙を含む本文も存するが、『甘棠集』に収める80篇強の文章では例外でしかない。古人を除けば、本文に人名を含む文章は、上掲の例に限られる。それらのみ残った理由は（皇族や上官を特別に扱ったのか、單なる見落しとか）不明だが、この少なさは、むしろ編纂における加工の存在を示唆する。つまり個別の人名・時期が入る箇所を「臣ム」、「ム月日」と改めるなどして、本文から固有名詞・紀年を削る方針が『甘棠集』にも一貫すると考えられる。

若干の例外³⁶を除くと、「虚偽或規範化的公式文牘」はわずかな分量を残すのみだが、概ね表題や本文に具體的な事跡への言及は乏しい。だが實は、文中から人名・地名・年月日を削ろうという意識は、「表狀箋啓書儀」の全體に共通する。程度の差こそあれ、「表狀書信文集」とても固有名詞の削除などが施されている事實は、本節で見たとおりである。さらに言えば、「虚偽或規範化」は「朋友書儀」や「吉凶書儀」の方において、より徹底している。

「月日」や「(姓)名」、「某(乙)」で代用するなど、「朋友書儀」や「吉凶書儀」に時期や發信者・受信者の名は、ほぼ見えない。「表狀箋啓書儀」より寫本の數は相當多いが、兩類型の「書儀」にかかる姿勢は一貫する。「書儀」を編む際は、「虚

³³趙和平（2000）61-63頁参照。文中に「濮王」の呼稱がもう一箇所用いられている。

³⁴趙和平（2000）68-69頁参照。

³⁵趙和平（2000）118-119、135-140頁参照。

³⁶趙和平（1997）228-265頁に『靈武節度使表狀集』（『靈武節度使書狀集』とは異なる）と假に題し、やや多く文書の雛型（34件）を含む「書儀」の録文・解題を収めるが、表題・本文共に當時の人名などは現れない。趙和平（1995c）、同（2011）に再録、を参照。

偽或規範化」を要するという意識は広く共有されていたと推測される。その目的が文例としての廣範な利用を可能とすることにあった點は、贅言を要さない。そうなると、次の如き疑問が浮かんでこよう。「表狀箋啓書儀」に限って少量でも固有名詞が散見する原因は、どこにあるのか、と。たまたま削除が不十分な文獻が敦煌に残ったものか。實際の書狀を材料にしており、それらとの關係が密接だったためか。次節では、中國學とは別の視座も用いながら、この點を考えたい。

三、書簡の轉用—平安時代の場合

「書儀」の研究で實績のある日本人の名を挙げると、一つの特徴が見て取れる。即ち日本學の研究者が、中國學のそれを凌ぐほどに多いことである。小島憲之、彌永貞三、山田英雄、芳賀紀雄、古瀨奈津子、丸山裕美子、西一夫、廣瀨憲雄などの諸氏がその中に含まれる³⁷。いま中世以降の「書札禮」を考える上で「書儀」を用いる研究者を省いたので、自ずと古代史・上代文學の専門家若干名に限る結果となったが、なおかくの如き人數に達する。これは中國の「書儀」が古代の日本に傳わり、制度・禮式に影響を與え、書信を初めとした日本人による漢文の規範となったことで、早くに日本學の方面より注目を集めたからだろう。

奈良・平安時代の文學作品に限らず、東大寺の正倉院に傳わるだけでも170件もの書信（樂書・習書）に見られるという「書儀」の影響については、先行研究³⁸に譲りたい。ここでは、日本で編まれた書狀などの範例を少し取り上げたい。果たして、それらは「書儀」と關わるのか。藤原明衡（991頃-1066）が編者といわれる文例集の一部を、下に挙げる。

所給二翼、殊動寸心。書窗雖知聚螢之業、文茵未遇獲雉之歡。今之嘉
貺、尤可珍重。就中時屬艷陽^{春名也}、夜當庚申。一兩才子、會合爐邊、相
企閑談。嘉賓之饌、以之可羞也。又一枝櫻花、已感肝葉。是則朽木遇
春之秋也。頓首謹言。

即時

勘解由次官藤原（『雲州往來』卷上 六、返狀）³⁹

『雲州往來』は明衡に出雲守を務めた經驗があるための書名で、『明衡往來』とも稱する。テキストで相互に差は大きい、最大で213通を収める書簡の文例は、多くが往狀と返狀（往信・返信）から成り、「往來」と題される（『雲州消息』と呼

³⁷西一夫（2013）注 i、注 iv、廣瀨憲雄（2012）注 4（同（2018）も同じ）、古瀨奈津子（2017）注 1、12、13、17 参照。

³⁸丸山裕美子（2006a）、同（2006b）を参照されたい。

³⁹享祿二年（1529）寫本を翻刻した三保忠夫・三保サト子（1997）16-17 頁に據る。

ぶ場合もある)⁴⁰。ここに引く文章も、贈り物を附した往状への返事の内容を持つ。窗邊で集めた螢の光で書物を讀む技は心得ていても、文筆になずむ場でキジを捕える喜びに出會うことは無い（「書窗雖知聚螢之業、文菌未遇獲雉之歡」）と述べつつ、鳥二羽（「二翼」）の贈呈に謝意を表し、「嘉賓の饌」に供したいという。四字・六字句と對偶を基調とし、往信・返信を列擧する點から、「書儀」の影響は明らかだろう。ただ、それとは異なる特徴も見られる。文例に表題を附すことは少ないが、ほぼ全ての文章に發信者の官職・位階や姓が記されることは、その一例となる。

上掲の引用もそうだが、往状の末尾にも「丹波守中原」、宛所として「勘解由次官^{かげゆのすけ}殿」とある。勘解由次官は出雲守より以前に藤原明衡が務めた官職だが、特に「勘解由次官藤原」の差出所を具えたこの文章が『本朝續文粹』に收められる點には、目を引かれる。藤原季綱（?-1102）が編んだ同書は、後人の手も加わって、保延六年（1140）以降に成立した。そこには、後一條天皇の治世（1016-1036）より後の漢詩文（詩はわずか）が選録される。

その卷七に收める「明衡朝臣書狀二首」のうち、第一首が『雲州往來』卷上の六、返狀（上掲）、第二首が同卷の十一、往狀に当たる。つまり、藤原明衡自身の書狀が彼の手になるという文例集に入っているわけだ。祖本が貞和二年（1346）まで遡り、三卷から成る前田育徳會尊經閣所藏の享祿本（注39）と『本朝續文粹』の本文を比較すると、特に十一の往狀に異同は見えるが、文意に關わるほどではない⁴¹。興味深いのは、後付けが相當に異なる點である。以下に『本朝續文粹』と『雲州往來』の享祿本、謙堂文庫藏本⁴²、寛永十九年（1642）刊本⁴³、羣書類従本⁴⁴の當該箇所を六、返狀、十一、往狀の順に擧げる（六の方は再掲）。

三月廿七日	勘解由次官藤原明衡		（『本朝續文粹』）
即時	勘解由次官藤原		（『雲州往來』享祿本）
仲春迺日	勘解由次官藤原明衡		（同謙堂文庫藏本、寛永十九年刊本）
即時	勘解由次官藤原明衡	上聞	（同羣書類従本） ⁴⁵
三月一日	〔差出所・宛所を缺く〕		（『本朝續文粹』）
沽洗	左衛門佐高階	大膳權大夫殿	（『雲州往來』享祿本）
沽洗日	左近少將源謹上	藤拾遺尊客座右	（同謙堂文庫藏本、寛永十九年刊本）

⁴⁰藤原明衡と『雲州往來』については三保忠夫（2006）などを参照した。

⁴¹三保忠夫・三保サト子（1997）19-21頁、黑板勝美（1999）113頁。

⁴²石川松太郎（1992）。室町時代中期の寫本と稱するが、疑問が残る。

⁴³佐藤武義（1981）80、91頁。謙堂文庫藏本と同じく寛永刊本も二卷から成る。

⁴⁴羣書類従（1960）391、393頁。祖本は十六世紀末の寫本か。

⁴⁵他に「頓首謹言」などの結びにも異同がある。三保忠夫（2006）26-27頁参照。

沽洗 日 左衛門佐高階謹上 藤拾遺尊客座右（同羣書類従本）

傳寫や刊刻に際しての訛誤にのみよるとは思えぬほど、異同は大きい。前者の『本朝續文粹』での「三月廿七日」を、『雲州往來』は「即時」や「仲春迺日」に作る。『雲州往來』の讀者は、すぐ返信する旨の「即時」や「迺日」の語を、ここから學び得る。また『雲州往來』は卷上・卷中で各々正月から順に時節に適う書簡の例文を擧げており（第一節で觸れた「月儀」に倣ったらしい）、六、往狀の末尾には「二月晦日」とある。返狀も「三月廿七日」より「仲春」（二月）の方が、早々に返信した趣が出る。「上聞」は、受信者への敬意を示すために加えられたものか。後者では、『本朝續文粹』の「三月一日」が「沽洗」と改められる。『雲州往來』の編者が文例に雅言を用いようと意識したことが、これより窺われるかもしれない。こういった相違から、實際の書簡文が『雲州往來』で改變されたと考える方が穩當だろう。

また『本朝續文粹』に見えない後者の人名が、『雲州往來』の諸本では互いに異なる。用いたテキストはわずかだが、特に宛所の差異は著しい。當該の文例集は變體漢文の要素も含むが、「藤拾遺尊客座右」の方が「大膳權大夫殿」より正格の漢文への志向が強いようだ。

實のところ、『雲州往來』は刊本が主流を占めるまで、傳寫の過程で文例の數を増す傾向があった。康治元年（1142）の識語を持つ最古の寫本は、27通の文例から成ったという⁴⁶。藤原明衡が没して一世紀を経ない間に書寫された、これらの文例は法隆寺が所藏した『悉曇字記』の紙背に見えたという。ただし、そこには先に觸れた例文（六、十一）は含まれない。抄出本なので、これをもって『雲州往來』の原型が二篇の文章を収めていなかったとは言えまい。しかし、兩者の同書への収録は、享祿本の原型が成ただろう十四世紀中頃より前には確認し難い。つまり、明衡の死没（1066）より約三百年の間に後人が『本朝續文粹』に収める彼の書簡を『雲州往來』に増補した可能性は否定できないのである。

それでもなお筆者が上の例に注目する理由は、兩者を實際の手紙（か少なくとも書狀を意識した模作）が書簡の文例集に加えられた甚だ古い事例と考えることに在る。最も早くて十一世紀半ばとなるが、範例への轉用が明確な書信は、管見の限りで日中を通じて、これら以上に遡れない。兩國で社會や文化の在り方が異なるので、安易な比較は慎むべきであろう。だが轉用の狀況は、「表狀箋啓書儀」の形成を考える際に示唆するところがあるかと思う。

要するに、實際の書簡を文例に充てるには、古代の日本でも若干の加工を経た。

⁴⁶吉澤義則（1917）に情報が見え、同（1927）に再録される（寫本はいま所在不明）。

具體的には、個別の日付や人名などを削るか、雅語に改めるような作業が必要とされたようだ。道理から考えて、そのように想像することは容易いが、こういった作業の實態をかすかにでも示す古い資料は、ほぼ残らない。藤原明衡の書狀に關わる事例が、貴重と思われる所以である。

明衡は勘解由次官や出雲守を経た後、晩年は文章博士・東宮學士を務め、大學頭に至った。編著の『本朝文粹』、『新猿樂記』を傳え、漢詩文に長けた學者ならでの官歴だろう。漢學に秀でた彼が、中國の「書儀」に觸れていたとしても不思議は無い。また、『雲州往來』を増補した後世の知識人も、やはり「書儀」の形式を知っていたのではないか。

ただ、發信者・受信者として姓や肩書を記す點で、『雲州往來』と「朋友書儀」や「吉凶書儀」の間には徑庭がある。實は、日本でも十世紀後半乃至十一世紀末の著作という漢文による書簡の文例集『和泉往來』には、發信者・受信者の名前や日付は見えない。本文でも、固有名詞や紀年の數は若干に止まる。同書の文例は單純な社交より以上の内容も含むが、概ね挨拶狀のそれに終始し、しかも正月から十二月の順に往信と返事の範例(12組)を竝べる⁴⁷。中國の「月儀」に倣ったならば、固有名詞などを削ることは異とするに足りない。

『雲州往來』がこれと異なる形を取る事實は、想定する讀者と關わるのではないか。同書は公私の多様な場で用いられる書簡の例文を収めるが、差出所・宛所とされる者は、「權大納言」(卷下、十五、往狀、發信者)から藤原明衡も屬した中・下級の貴族や僧侶に止まる。漢文の書信を著す者など、當時の日本では彼らや、せいぜい地方豪族等までに限られよう。そういった社會では、轉用・模作の別無く、(諱はともかく)關係者の身分を示す語を残すか記す方が、むしろ書信の文例に權威や眞實性が伴うと考えられたのではないか。例えば、十二世紀に成ったらしい『高山寺本古往來』(假題)は漢文の書簡56通を含むが、日付こそ見えないが、本文には具體的な人名を含む⁴⁸。敦煌という地方都市から大量の「書儀」が現れた事實に象徴されるが、(代作を請う者を含めて)書簡という手段が人々に開かれ、その文例集に「虚偽或規範化」を既に必要とした唐・五代の中國とは、ここが大きく異なろう。

この「權威」の必要性が、前節で見た文例集に固有名詞が残る事實と關係するのではないか。實際の文書を「表狀箋啓書儀」に取り込むことは、「朋友書儀」や「吉凶書儀」以上に多かったと想像される。私信以上に形式張った公用文を扱うので、改めて模作を著すよりその方が効率はやかったはずだ。人名などの散見には、

⁴⁷和泉往來(1981)、それに附す遠藤嘉基氏の解説・付録を参照。

⁴⁸高山寺本古往來(1972)。高山寺に傳わる同書は、佛僧が編んだ文例集と思われる。

基づく文章の名残りという側面もあったことだろう。

その一方で公的な文書の雛型を標榜するには、文例が実際の書式に適うことを示す必要があったのではないか。それらが正しい範例なのか、少なくとも純粋な私信の文例集以上に、規範性の保証が求められたと想像することは可能だろう。「表状箋啓書儀」に皇帝や宰相、地方政權の國主、節度使ら高位に在る者や中書門下といった政府中樞を示す語彙が見えたことは、前節で述べたとおりである。「書儀」には「虚偽或規範化」を要するという通念が廣がる一方で、「權威」を具えるべく、編者が意識したか否かを問わず、実際の文書を轉用する場合はそういった言葉を残し、模作には特に記す事態が生じたとは考えられまいか。『雲州往來』などに關わる事例の援用が認められるならば、かかる推測も許されるであろう。

四、「私」に取り込まれる「公」

前節の末尾で、「表状箋啓書儀」には「權威」が必要だったとの推論を述べた。これが正しいとして、その「權威」を求めた者は誰だったのか。本節では、唐・五代の社會で彼らが文例集に期待した役割に言及しつつ、それを考えたい。まず、編者について振り返ろう。

劉鄴や郁知言が觀察使や節度使の幕府に身を置いていたことは、第一節や第二節で既に見た。『甘棠集』(注13)と『記室備要』(注22)は彼らの經驗に關わる文章の範例だった。前者は宰相に昇った劉鄴の名前が「權威」となり、後者も「書記の資料集」を意味する書名から見て、官署での文書の擔當者に重寶されたと想像し得る。他にも、『新集雜別紙』(注21)は寫本(P.4092)の封面に「乙丑年四月七日書竟 別紙馬判官本是」とある。「乙丑年」が北宋の乾德三年(965)を意味するのか、また「馬判官」が『新集雜別紙』の編者、寫本の所持者のいずれを指すかは判然としない。ただ藩鎮の屬僚(「判官」)が「表状箋啓書儀」を編んだか、用いた事實は、ここから窺える。この「馬判官」と異なって、確實に書寫者と分かる名を伴う「書儀」の鈔本もある。「表状箋啓書儀」の敦煌寫本としては、表題を缺くので『表状集』と假稱される寫本(P.4065)に「乙亥年十一月十六日乾明寺學士郎楊定千自手書記」という。「乙亥年」は、北宋の開寶八年(975)に當たるかと考えられる。

『表状集』⁴⁹の題記にいう「學士郎」は「學郎」とも稱し、敦煌では官學や寺院に屬して學問に従事する、今日の學生に當たる。學士郎による題記を附す敦煌文獻は多く傳わり、それらの書寫は學習の一環だと考えられる。「朋友書儀」や「吉

⁴⁹趙和平(1997) 353-359頁に録文(殘缺を含む表3篇と題記)・解題を収める。

凶書儀」を學郎が寫した例もあるので⁵⁰、この楊定千という學士郎も、斷片だが公用文の雛型と分かる『表狀集』を修學の過程で書寫したのではないか。そこには將來、官に就いた後に文書を扱うための知識を得ておく意圖はあったかもしれない。しかし、別の見方もできようかと思われる。

凡下之所以達上、其制亦有六曰、表、狀、牋、啓、牒、辭。

表上於天子、其近臣亦爲狀。牋、啓於皇太子、然於其長亦爲之、非公文所施。九品已上公文皆曰牒。庶人言曰辭⁵¹。（『唐六典』卷一「尚書都省」）

唐・玄宗敕撰、李林甫等奉敕注『唐六典』三十卷は官制の書で、開元二十六年（738）に成った。ここには上行文書（上位者に宛てた文書）に関する記述を挙げたが、「表上於天子」以下は注で、本文を解説する。天子には通常は表を奉るが、近臣（重臣）は狀で表に代える、牋・啓は皇太子に送る文書の他、官人が上司に宛てる私的な文書をもこう呼ぶ、九品以上の官人が上位の者に宛てた公の文書は全て牒、庶人の言葉は辭という、と注にある⁵²。つまり、上行文書の中に区分は存したものの、夙に八世紀前半には皇帝（や上皇・皇太后）に向けた表は別格にせよ、混用があった（から改めて區別するべきだと）と朝廷が認識していたわけである。この建前と實際の乖離は、元來は（専ら皇太子が對象だった牋・啓の如き）高級な形式を（官人が上役のような）一般の士人にも用いる方向を主とした⁵³。

「表狀箋啓書儀」という術語が示すとおり、小論で主題としてきた文獻は、上掲の引用が觸れる形式の文例より成る。確かに『唐六典』にいう、本來「表狀箋啓」の對象となる皇族・重臣に宛てた文章の範例も、そこには多く見られる。だが、より下位の者らが相互に遣り取りする書簡の雛型に同様の文體が使用される例も、「表狀箋啓書儀」の中では枚擧に遑が無いほどだ。もとは貴人に係る文書の形式をそこに含む語彙・文章はそのまま、下位の者にも盛んに用い始める、表現のインフレーションとも言うべき現象が唐代に生じていたように思われる。やがて「私信の形式を借りつつも公文書的な性質を持つ書簡文や、専ら官人の間で使用されていた語句が私信にも取り入れられ⁵⁴、私的な書簡にもそれは廣がりゆく。

第一節でも述べたが、「表狀箋啓書儀」は現代の研究者による造語で、その特徴を具える文獻にも「書儀」と題する寫本は無く、「吉凶書儀」などと比べて成書の

⁵⁰ 「學郎」に関する比較的近年のまとまった研究に伊藤美重子（2008）第一部がある。

⁵¹ 唐六典（1992）11頁。引用の前で下行文書に言及するため「其制亦有六曰」という。

⁵² 假にこう考えたが、當該箇所解釋には異説がある。小島浩之（2018）60頁注58。

⁵³ 唐制の影響か、律令制下の日本でもこの区分は曖昧だった。古瀬奈津子（2005）参照。

⁵⁴ 山本孝子（2014）178頁。

過程は知り難い⁵⁵。「朋友書儀」や「吉凶書儀」と扱う対象を異にすると見做し、實際の書信との境界が不明確だとして、これらを「書儀」に含めることを疑問視する向きもある⁵⁶。傾聴に値する議論だが、状・箋・啓などを用いる範囲の拡大を思えば、他の二類型と「表状箋啓書儀」を截然と區別せずともよいのではないか。一方では公的、他方では私的な書信の作成に役立つ範例として機能することを、それは期待されたと思しい。そうであればこそ、節度使の配下で文書を掌る屬官の使用に供されつつ、楊定千のような學士郎が恐らく作文の上達を圖って「表状箋啓書儀」を書寫したのではないか。また北宋の文獻には、次の引用が見られる。

裴書儀僚屬典吏起居官長啓狀止如此、无如公狀之式⁵⁷。（『司馬氏書儀』
卷一「私書・上尊官時候啓狀」）

司馬光（1019–1086）の著作（別名『温公書儀』）⁵⁸から唐代に編まれた「書儀」の一文を挙げた。「裴書儀」が裴蒞の『書儀』三卷を指すならば、彼が太常少卿に至った唐の元和年間（806–820）前後の著述ということになる⁵⁹。起居啓・起居狀は安否・近狀を問う書簡で、ここでは下僚の上司への私的な手紙を指す⁶⁰。やや明瞭を缺くが、「裴書儀」はこの前後で公私雙方の起居狀を論じていたらしい。そして屬僚・小吏が上司に宛てた機嫌伺いの啓・狀は私狀であって、式に定める公狀のようにはしない——より遅く現れた私的な「狀」など（前掲の『唐六典』参照）の流行を認めても、それらを「公（の）狀」と混同してはならない——「裴書儀」の撰者はそう考えていた。ただし峻別の主張は、唐代の中頃に両者が區別されていなかった實狀を、かえって示すのではないか。「裴書儀」の立場は、司馬光に繼承される。

『司馬氏書儀』は最初に文書・書簡の範例を収める。この巻一に司馬光は、「表奏」・「公文」・「私書」・「家書」と題する四つの項を置く。それぞれ上奏文、公式の文書、私的な書信、親族への書信の雛型から成るが、概ね前二者が今日いう「表状箋啓書儀」、後二者が「吉凶書儀」に基づく（「朋友書儀」が主題とする時候の挨拶に關わる文言は書簡各自に含まれる）。司馬光は唐代から混亂した（と彼が考える）文書・書簡の在り方を、公私の別を厳しくすることで糾そうと志した。彼の企圖の成否は措いて、批判的にもせよ「表状箋啓書儀」の類がその際に據り所となった點は疑いない。「書儀」と題する著述の中でかく利用されていることを思え

⁵⁵山本孝子（2022）111頁。

⁵⁶黄亮文（2009）129–144頁は、公用文の雛型を「書儀」に加えることを概ね否定する。

⁵⁷『司馬氏書儀』の引用は、四庫全書本に基づく王三慶（2018）所收本703頁に據る。

⁵⁸『司馬氏書儀』については張文昌（2009）、同（2012）420–462頁参照。

⁵⁹黄美華（2000）25–30頁。裴蒞の『書儀』は、古くは『崇文總目』などに著録がある。

⁶⁰起居啓・起居狀に關わる、書儀の規定については、山本孝子（2014）を参照した。

ば、「表狀箋啓書儀」が他の二類型と共に「書儀」として、公用文の書き手以外にも唐・五代の社會で廣く用いられた可能性は考慮されてよい。

五、おわりに

邯鄲氏笑林曰、桓帝時有人辟公府掾者、倩人作奏記文、人不能爲作、因語曰、「梁國葛龔者先善爲記文、自可寫用、不煩更作」。遂從人言寫記文、不去龔名姓。府公大驚、不荅而罷歸。故時人語曰、「作奏雖工、宜去葛龔」。〔『太平御覽』卷四百九十六「人事部百三十七・諺下」〕

後漢の葛龔は、安帝（在位 106–129）の時代に仕官した。『笑林』の撰者は邯鄲淳（後漢末から曹魏の初年まで在世）だが、これは「桓帝時」（146–167）の逸話とされる⁶¹。いわく、三公の官署（「公府」）から屬官（「掾」）として招かれた者が着任の際に提出する「奏記」の文章が作れず、人の勧めに従って、それに長けた葛龔の「記文」を寫した。しかし、もとの著者の名を削らなかったので、任官の話は駄目になり、人々の語り草になった、と。單なる笑話を深讀みしてはなるまいが、實際の書簡にも基づくだろう文例を見てきた眼には、象徴的に映るエピソードではないか。良質な實作の轉用は、範例を作る最も適切な手段である。だが、そこには作者の署名を含めて、利用に無益な要素が、往々にして含まれる。この種の餘計な部分は範例から削るべきだと、中國、また日本（第三節）で夙に認識されていた。

その一方で、それが使用に堪えることの證明も必要となる。葛龔の署名は文例集としては不要だが、文章の水準を示す「權威」ともなり得る。唐・五代以前の「朋友書儀」と「吉凶書儀」に限れば、両者は固有名詞などを完全に排除する傾向を持った⁶²。これらに對して、「表狀箋啓書儀」は公用文を扱うためもあって、この種の「權威」をより求められただろう。第二節で見た不充分とも思える、文例への加工はこういった事情も反映するかと思われる。

最後に、話題を廣げることが許されたい。「漢籍」と稱する中國の古典籍には思いのほかマニュアルともいふべき書物が多く含まれる、と筆者は考える。印刷術の普及もあって、宋代以降は書物全體と共にその數は劇的に増加していく。ただ、それには遠く及ばないにしても、從來は貴族が獨占したような知識がより下位の

⁶¹『史通』内篇「因習」にも、『笑林』の書名を擧げて同じ話柄が見える。『後漢書』列傳七十上「文苑列傳」上の李賢注も『笑林』を引くが、そこでは葛龔の生前の事跡とされ、彼に文章の代作を請うた者が葛龔の署名まで寫して、それを提出したことになっている。

⁶²時代が下ると、南宋・丁昇之『婚禮新編』のように宋代の著名人が著した婚姻に關わる書信等を、實名を含んだまま範例としてまとめた典籍も現れる。婚禮新編（2016）参照。唐・五代の「吉凶書儀」との差異が興味深い、ここでは存在を指摘するに止める。

士人に少しずつでも開放される流れは、唐代には存在したと思われる。「書儀」は、そういった文脈の中でこそ意義を理解できる文獻なのではないか。特に公用文を扱う「表状箋啓書儀」は、中・下層の士人や庶人には、彼らが接觸できない貴人の世界を垣間見させてくれる点でも価値を持つマニュアルだったのではないか。漢籍に占めるマニュアルの意味、また作文に関わる知識の普及を考えるために、準備の不足を承知の上で、小論を著した次第である。博雅の示教を請いたい。

参考文献（著者名等の後の括弧で括った数字はその論著の発表・出版年を意味する）

【日本語によるもの】

石川松太郎（1992）：石川松太郎監修『往來物大系』1（大空社）

和泉往來（1981）：京都大學文學部國語學國文學研究室編、遠藤嘉基翻字・補注・解説『和泉往來 高野山西南院藏』（臨川書店）

伊藤美重子（2008）：『敦煌文書にみる學校教育』（汲古書院）

黑板勝美（1999）：黑板勝美編輯『新訂増補國史大系 第29巻下 本朝文粹 本朝續文粹』（吉川弘文館）

羣書類従（1960）：塙保己一編纂『羣書類従・第9輯 文筆部 消息部』（續羣書類従完成會）

高山寺本古往來（1972）：高山寺典籍文書綜合調査團編『高山寺本古往來・表白集』（東京大學出版會）

小島浩之（2018）：「唐代公文書體系試論 中國古文書學に関する覺書（下）」、小島浩之編『東アジア古文書學の構築—現状と課題—』（東京大學經濟學部資料室）

佐藤武義（1981）：佐藤武義解説『雲州往來二種』（勉誠社）

張文昌（2009）：張文昌著、土口史記・遠藤隆俊譯「中國中古における書儀の發展と『温公書儀』——『朱子家禮』の前奏——」、『高知大學學術研究報告』58

永田知之（2007）：「唐代喪服儀禮の一斑——書儀に見える「禫」をめぐる——」、『敦煌寫本研究年報』創刊號

永田知之（2009）：「『杜家立成雜書要略』初探——敦煌書儀等との比較を通して」、『敦煌寫本研究年報』3

永田知之（2010）：「書儀と詩格——變容する詩文のマニュアルとして」、『敦煌寫本研究年報』4

永田知之（2011）：「『國清百録』管窺——書札文定型化の資料として」、『敦煌寫本研究年報』5

永田知之（2023）：「書儀と罪の意識——死者を悼む言葉の定型化」、『敦煌寫本研究年報』17

- 西一夫 (2013) : 「書儀・尺牘表現の受容——平安初期漢文書簡の表現を中心に」、『信大國語教育』 22
- 廣瀬憲雄 (2012) : 「渤海の對日本外交文書について——六國史と『類聚國史』の寫本調査から——」、『續日本紀研究』 398
- 廣瀬憲雄 (2018) : 『古代日本と東部ユーラシアの國際關係』 (勉誠出版)
- 古瀬奈津子 (2005) : 「書儀・書簡よりみた日唐古代官僚制の特質」、『お茶の水史學』 49
- 古瀬奈津子 (2017) : 「書儀・往來物を通じてみた日唐親族の比較」、土肥義和・氣賀澤保規編『敦煌・吐魯番文書の世界とその時代』 (東洋文庫)
- 丸山裕美子 (2006a) : 「書儀の受容について——正倉院文書にみる「書儀」の世界——」、丸山裕美子研究代表『日本古代國家・社會における書儀の受容に関する基礎的研究』 (平成十五年度—平成十七年度科學研究費補助金 (基盤研究 (C)) 研究成果報告書)
- 丸山裕美子 (2006b) : 「唐代書儀文化の古代日本への影響」、同上
- 三保忠夫 (2006) : 『藤原明衡と雲州往來』 (笠間書院)
- 三保忠夫・三保サト子 (1997) : 三保忠夫・三保サト子編『雲州往來 享祿本 本文』 (和泉書院)
- 山本孝子 (2014) : 「公私書札禮と社會秩序——書儀に見る〈おおよけ〉と〈わたくし〉」、『敦煌寫本研究年報』 8
- 山本孝子 (2019) : 「書儀に見られる「膀子」」、『敦煌寫本研究年報』 13
- 山本孝子 (2020) : 「《(擬) 刺史書儀》〈封門狀回書〉與《五杉練若新學備用》〈大狀頭書〉之比較研究——〈唐宋時代の門狀——使用範圍の擴大と細分化〉補遺」、『敦煌寫本研究年報』 14
- 山本孝子 (2022) : 「P.3864 「(擬) 刺史書儀」「吊儀」小考——書儀の成書過程の解明を目指して」、『敦煌寫本研究年報』 16
- 吉澤義則 (1917) : 「口繪明衡往來解説」、『藝文』 8-1 (著者の名義は白水生)
- 吉澤義則 (1927) : 『國語國文の研究』 (岩波書店)、上の論文を「法隆寺本明衡往來」と改題。
- 【中國語によるもの】**
- 榮新江 (1996) : 『歸義軍史研究——唐宋時代敦煌歷史考索』 (上海古籍出版社)
- 王三慶 (2018) : 『中國佛教古佚書《五杉練若新學備用》研究』 (新文豐出版公司)
- 吳其昱 (1976) : 「甘棠集與劉鄴傳研究」、『敦煌學』 3
- 吳麗娛 (2001a) : 「關於 S.078V 和 S.1725V 兩件敦煌寫本書儀的一些看護法」、段文傑・茂木雅博主編『敦煌學與中國史研究論集——紀念孫修身先生逝世一周年』 (甘肅人民出版社)
- 吳麗娛 (2001b) : 「敦煌表狀箋啓書儀探源」、『文史』 2001-3

- 吳麗娛 (2002)：『唐禮摭遺——中古書儀研究』(商務印書館)
- 吳麗娛 (2013)：『敦煌書儀與禮法』(甘肅教育出版社)
- 吳麗娛 (2015)：『禮俗之間——敦煌書儀散論』(浙江大學出版社)
- 黃美華 (2000)：『司馬光《書儀》研究』(國立中興大學中國文學研究所碩士論文)
- 黃亮文 (2009)：「論敦煌書儀文獻的內容、範圍與分類」、『敦煌學』30
- 婚禮新編 (2016)：[宋] 丁昇之輯、柳建鈺校注『婚禮新編校注』(上海古籍出版社)
- 周一良 (1982)：「敦煌寫本書儀考 (之一)」、北京大學中國中古史研究中心編『敦煌吐魯番文獻研究論集』(中華書局)
- 周一良 (1987)：「敦煌寫本書儀考 (之二)」、北京大學中國中古史研究中心編『敦煌吐魯番文獻研究論集』第4輯(中華書局)
- 周一良 (1991)：『魏晉南北朝史論集續編』(北京大學出版社)
- 周一良 (1998)：『周一良集 第3卷：佛教史與敦煌學』(遼寧教育出版社)
- 周一良·趙和平 (1995)：『唐五代書儀研究』(中國社會科學出版社)
- 中國敦煌學論著總目 (2010)：樊錦詩·李國·楊富學編『中國敦煌學論著總目』(甘肅人民出版社)
- 張錫厚 (1995)：『敦煌本唐集研究』(新文豐出版公司)、小論關連部分是「敦煌本《甘棠集》及劉鄴生年新證」として『中國文化』10 (1992年)に初出。
- 張小艷 (2007)：『敦煌書儀語言研究』(商務印書館)
- 張文昌 (2012)：『制禮以教天下——唐宋禮書與國家社會』(國立臺灣大學出版中心)
- 趙和平 (1993)：『敦煌寫本書儀研究』(新文豐出版公司)
- 趙和平 (1995a)：「《新集雜別紙》的初步研究」、周一良·趙和平 (1995)
- 趙和平 (1995b)：「後唐時代刺史專用書儀——P.3449 + P.3864的初步研究」、周一良·趙和平 (1995)
- 趙和平 (1995c)：「後唐時代甘州回鶻表本及相關漢文文獻的初步研究——以 P.3931 號寫本爲中心」、『九州學刊』24
- 趙和平 (1996)：「《記室備要》的初步研究」、敦煌研究院編『段文傑敦煌研究五十年紀念文集』(世界圖書出版公司北京公司)
- 趙和平 (1997)：『敦煌表狀箋啓書儀輯校』(江蘇古籍出版社)
- 趙和平 (1999)：「《甘棠集》的性質及傳入敦煌的時間再探討」、『北京圖書館館刊』1999-2
- 趙和平 (2000)：『敦煌本《甘棠集》研究』(新文豐出版公司)
- 趙和平 (2011)：『趙和平敦煌書儀研究』(上海古籍出版社)
- 陳祚龍 (1983)：「看了周作「敦煌寫本書儀考 (之一)」以後」、『敦煌學』6

唐六典（1992）：【唐】李林甫等撰、陳仲夫點校『唐六典』（中華書局）

永田知之（2012）：「敦煌書儀語言淺析——以與日本傳世書簡、詩序的比較爲中心」、Irina Popova・劉屹主編『敦煌學：第二個百年的研究視角與問題』（Slavia）

永田知之（2020）：「北朝詩文知識普及初探——以文學創作的程式化爲中心」、劉躍進・徐興無主編『大夏與北魏文化史論叢』（鳳凰出版社）

（作者は京都大學人文科學研究所准教授）